

「Nothing about us without us」(私たちが抜きにして、私たちのことを決めない)「委員会の最初の課題は、新たな障害者基本計画の策定」「障害のある人もない人も、かけがえのない個人として尊重され、ともに支え合う共生社会の実現を」野田佳彦総理大臣が挨拶(一部意訳)した。

7月23日夕刻、東京永田町の総理大臣官邸で、内閣府「障害者政策委員会」が始まった。

委員会は、昨年改正された障害者基本法によって設けられた。基本法は、障害者政策を総合的に進めるための法律である。

基本法のもとで、障害者基本計画が定められる。いまの計画は、03年～12年の10年間のものであり、次の計画を今年中につくる必要がある。

昨年行われた基本法の改正は、国連の「障害者権利条約」(06年採択、08年発効。日本は07年に署名)の批准に向けて、国内の法律を整えることを目的とする。

したがって改正された障害者基本法は、障害者権利条約の精神を反映して生まれかわった。

その特徴は、第1に、障害者がこれまで保護の対象であったのを、基本的人権をもつ権利

日本福祉大学客員教授

一 芳 藤 後



能を設けて、関係大臣に報告することができる。関係大臣は報告をうけた点について報告する義務を負う、監視や勧告の機能は新しく設ける障害者政策委員会が担うなどである。

正されたものの、国内事情もあって全く同じではない。今後の運用次第では、後退する恐れもある(障害者福祉は、そうした前進・後退の歴史である)。

加えて権利条約ができたのは6年前、検討が始まったのは10年余も前である。そう考えると基本計画は、条約を織り込むのは当然として、日本発の取り組みを示して世界に寄与したい。

権利条約の「その後」に向けて、半歩でも踏み出したい。

政策委員会は、改正基本法のハイライトとして大役を担う。委員は基本法の定めで30名、総理大臣から任命された。総理の挨拶にあるように、障害者政策を障害当事者が参加して決める。30名のうち16名が当事者である。私事ながら、筆者も委員として参加している。「福祉用具や

は「アクセシビリティ」。鍵になる語として多くの要所に登場する。福祉用具などの環境が、人権に直結するという位置づけになった。

これら3つの点は、委員会の場で筆者から発言した。

委員の人たちは、専門家や団体の代表者であり、練った意見を持ち寄る。

筆者の分野にもそれが必要だ。障害者福祉と福祉用具の両方に通じた専門家にお集まりいただいで議論している。5月からこれまでに7回、先の「意見」

実況中継 障害者政策委員会

主体に位置づけた、第2に、障害の生じるメカニズムを、医療モデル(心身機能が障害の原因)から社会モデル(障害は利用環境の不備との相互作用で生じる)に転換した、第3に、共生社会(インクルーシブ社会)を実現するため、地域社会で共生(例:教育)をめざす、第4に、合理的配慮(過度な経済的負担を伴わない範囲で、個々の障害者の事情に合わせて対応)を行う、第5に、各省の施策への監視機

障者基本計画は12月までに作る。障害者政策委員会は、8月20日と12月に開かれる。8月の委員会では、基本計画の自身を専門的に検討するための小委員会の設置を決める。

第1は、目的である。今回は、条約の批准をめざすという点で過去の基本計画と異なる。やれ(ことをやる)ではなく、権利条約を批准できるように結果を出すことが求められる。

第2は、障害者基本法、障害者権利条約との関係である。改正基本法は、権利条約をみて改

「環境」側には、福祉用具、日用品、交通や建築のバリアフリー化、情報も含まれる。

改正基本法に生命を吹き込むための、大切な緒戦である。

委員会の様子は、内閣府のホームページに動画がある。野田総理の挨拶も、筆者の発言もそのなかにある。